

平成16年第5回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成16年9月13日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第62号 市道路線の変更について
- 日程第3 議案第63号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第64号 本巢市放置自動車等防止条例について
- 日程第5 議案第65号 本巢市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第66号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第9 認定第5号 平成15年度本巢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第10 認定第6号 平成15年度本巢町老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第11 認定第7号 平成15年度本巢町簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第8号 平成15年度本巢町公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第9号 平成15年度本巢町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第10号 平成15年度真正町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第11号 平成15年度真正町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第12号 平成15年度真正町老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第13号 平成15年度真正町農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第14号 平成15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第15号 平成15年度糸貫町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第16号 平成15年度糸貫町老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第17号 平成15年度糸貫町農業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第18号 平成15年度根尾村一般会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第19号 平成15年度根尾村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第20号 平成15年度根尾村老人保健特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第21号 平成15年度根尾村簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第26 認定第22号 平成15年度根尾村村営バス特別会計歳入歳出決算について
- 日程第27 認定第23号 平成15年度根尾村下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第28 認定第24号 平成15年度根尾村農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第29 認定第25号 平成15年度根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算について
- 日程第30 認定第26号 平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算につ

いて

日程第31 認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（49名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鵜飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子
49番	臼井茂臣	50番	中野治郎
51番	白木健		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤 正行	助 役	高木 巧
収入 役	守屋 太郎	教 育 長	高橋 茂徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新谷 哲也	総務部長	溝口 義弘
企画部長	高橋 武夫	市民環境部長	土川 隆
健康福祉部長	中村 節	産業建設部長	服部 次男
上下水道部長	林 賢一	教育委員会 事務局 長	堀部 秀夫
根 尾 総合支庁長	島田 克広	代表監査委員	三田村 晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田 義隆	議 会 書 記	今村 光男
議 会 書 記	杉山 昭彦		

副議長（戸部 弘君）

皆さん、おはようございます。

きょう、実は村瀬議長さんがちょっと皆さんにごあいさつをさせていただきたいということで、けさ、こちらの方へ来ていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

皆さん、おはようございます。

ただいま会議を行う前に、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私、6月24日に村上病院の方へ入院をいたしました。それ以来、議員の皆様方におかれましては、本当にいろいろありがとうございました。また、執行部の皆様方には病院までお見舞いに来ていただきまして、過分なるお見舞いをちょうだいし、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げますところでございます。

私、今、病院に通院をいたしております。そういう関係で、言語の療法に専念をいたしております。どうか、いましばらくよろしく願いをいたしたいと思います。大変失礼をいたします。どうかよろしく願いを申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

今、村瀬議長からごあいさつがあったとおりでございます。もうしばらく休養したいと、こんなふうでございます。きょうも私が代理ということで務めさせていただきますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

ちょっと開会の前に、不納欠損状況についてでございますが、収入役の方から説明をいただきたいと思ひます。

収入役（守屋太郎君）

皆さん、おはようございます。御苦労さまでございます。

先日、全員協議会の折に、高橋秀和議員さんより御質問をいただきました件、不納欠損状況でございますが、内容につきまして、お手元の方に4町村分、A4の2枚でございますけれども、配付をさせていただいておりますので、目を通していただければ幸いです。

内容につきましては、旧4町村でおのおの伺ったところ、決裁をとられまして、法に基づき、手続きを踏んで処理されているということでございますので、御理解願いたいと思ひます。お手元の方へ2枚配付をさせていただいておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。失礼しました。

副議長（戸部 弘君）

御報告いたします。

議長、現在、病気療養中のために自宅静養中でありまますので、本日の本会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

開議の宣告

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は47人であり、定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（戸部 弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号37番 出村宏行君と38番 高橋義和君を指名いたします。

日程第2 議案第62号（質疑・委員会付託）

副議長（戸部 弘君）

日程第2、議案第62号 市道路線の変更についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 市道路線の変更については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第3 議案第63号（質疑・委員会付託）

副議長（戸部 弘君）

日程第3、議案第63号 市道路線の認定についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 市道路線の認定については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第4 議案第64号(質疑・委員会付託)

副議長(戸部 弘君)

日程第4、議案第64号 本県市放置自動車等防止条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番(川村高司君)

お尋ねをいたします。

今回出されました条例につきまして、現在の市内における放置自動車等に対する対策としては有効な条例になるのではないかとと思いますが、ただその内容について二、三の点でお尋ねをしたいと思います。

一つは、一時保管したものについての処分の流れがありまして、フローチャートをいただきました。その流れの中で、例えば売却をすると。大抵、評価の低いものが不要になったということで放置をされるのが実例のようですが、もし仮に盗難車等で非常に高額なものが放置をされておったと。その処分をするまでにわからなかった場合、非常に高額な自動車が処分をされるという流れも出てくるかと思えます。裁判所の競売なんかの流れを見ておりますと、そういう競売に付すに当たっては、その土地の評価を適当なところで鑑定をして、そしてそのもとで最低価格を設けてやっておりますが、今回この流れの中でそういうものがやられるのかどうか。もしやられなければ、もちろん我々も想像すれば、万に一の例だとは思いますが、非常に高額な車両等の廃棄物としての処理・売却ということになると思うわけですが、そういう場合、将来に禍根を残すことがあると思えますので、そういう手続をとるのかどうかということの一つをお尋ねをしたい。

それから、同条例の中で、公共の土地についての規定はございますが、私有地での放置という問題についてどうなるのかということで、過去に、例えば新潟市で400台の野積み自動車が放置をされておったということで、新潟県がそれに対する取り組みをした例がありますが、そういう私有地における問題はどうなるのかという2点、お尋ねをしたいと思います。以上です。

副議長(戸部 弘君)

産業建設部長、答弁願います。

産業建設部長(服部次男君)

川村議員の第1点目の、売却に対する考え方、方法、どういうふうにしていくかということでございますけれども、これについては今後十分検討してまいりたいということで、詳細についてはまだ決めてございませんので、条例を適用するまでに十分検討してまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の、放置自動車は、第2条の3にございますように、公共の場所の放置自動車をこの条例は対象としてございますが、条例の目的は、議員申されるように、市全体の放置自動車の

防止に努めてまいらなければならないというように考えておりますが、個人の土地、または占有・管理する者の放置自動車については個人で対応をしていただくということで、処理については対象外ということにさせていただきます。ただ、先ほど申し上げましたように、放置自動車の防止には協力をさせていただくという意味で、第6条にその旨を定めておりますので、よろしくをお願いします。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

二つの例があると思うんですが、私有の土地で、さっき申し上げましたように不法に近い状態で野積みをしている問題、逆に言えば、勝手に個人の土地のところへ放置をされたという場合の2例があるだろうというふうに思うんですが、後者の場合の適用については、この条例の中でどういう流れで処理をしていくのか。つまり範囲として、その私有地についてどういう規定になるのか、ちょっとその辺の流れについて説明をいただければありがたいです。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

先ほどお答えしましたように、公共の場所といいますと道路、河川、公園等が考えられますが、そういうところに放置されているものを対象にいたします。御質問の、私有地もしくは個人が管理されておられるものについては、その土地自体の管理、例えばごみとかそういうものが捨てられないような、そういう個人の防護が大切かなというふうに思いますし、そういうことに協力していただきたいという旨をこの6条でうたっておるわけでございまして、あくまでも公共の場所のものを対象としてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（戸部 弘君）

ほかによろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

はい、48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

あと1点、放置自動車と認定をされるまでかなりの期間があると思いますが、一時保管場所を確保できるというふうに予測しておられますか。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

保管場所についての御質問にお答えします。

放置自動車とはいえども更地に置いておくのはだめですから、旧糸貫の最終処分場というのが早野にございまして、そこはトタンで囲ってございます。また、施設もしてございますので、一時保

管が必要な場合については、そこに一時保管をしたいと考えております。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 本巣市放置自動車等防止条例については、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第5 議案第65号（質疑・委員会付託）

副議長（戸部 弘君）

日程第5、議案第65号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第65号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第65号 本巣市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第6 議案第66号（質疑・委員会付託）

副議長（戸部 弘君）

日程第6、議案第66号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第66号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第66号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第7 議案第67号（質疑・委員会付託）

副議長（戸部 弘君）

日程第7、議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第67号は、総務常任委員会に審査を付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第67号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第8 認定第4号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第8、認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、47番 川村君。

47番（川村高司君）

お尋ねをいたします。

これは過去の補正等でも上がってまいりまして、私どもの属しておる地域の決算ということですが、その際に、職員給与の減額という問題については不利益処分の遡及適用ということで、そういうものについてはやるべきではないという法の基本的なルールがあるわけですが、こういうものに反して減額が行われたということについて、この決算の執行に当たっての要請があるというふうに思うわけですが、その点についてのお尋ねをいたします。

副議長（戸部 弘君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

今、本巢町の決算の御質問ですけれども、これは職員の給与改定で不利益が遡及適用という中で、昨年ですけれども、実は真正町におきまして遡及適用されなかったということで、我々は12月のときに期末手当の中で遡及適用して返還をしたという部分でございますけれども、この件ですね。

真正町の部分につきましては遡及適用がされなかったということで、額にしますと1人当たりの平均が3万円ぐらいになるのかなと。人によって変わりますから、平均すれば3万円ぐらいと考えますけれども、我々、真正町以外の2町1村の職員につきましては、その時点で3万ぐらいマイナスだったということ。それから、今後についての影響でございますけれども、これにつきましては退職年金の方で今回総額制ということで、その職員が生涯勤務に当たって勤めた額に対しての、平均しますと3万円とするなら、3万円が年金に影響するという部分ですから、何十円単位といいますが、100円単位までにはなっていないかなというふうには思いますけれども、そのぐらいのマイナスになるのではなからうかなと考えております。あと、それ以外は影響は出てこないというふうに思っています。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑ある方。

〔挙手する者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

むしろ、これに対する態度の問題になると思いますけど、ただ、影響の額が少ないからといって、基本ルールに反しておるのではないかということについてのお考えをもう一度お尋ねをいたします。

副議長（戸部 弘君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

お答えをさせていただきます。

今まで我々は、遡及によってプラスの場合についてはそのまま適用してきたと。それから、マイナスになったからこの遡及をやめたということは、ルール上、あまり好ましくないんじゃないかなというふうに思います。やはり定められた形の中で進むのが当然だと私は考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

3回までですのであれですが、ルール上おかしいというのは、不利益になる場合については行わないという原則があるように我々は理解をしておるんですが、プラスだったから、その反対でマイナスもかなりという論理は、それは数学上の論理で、法律上の論理については、いわゆるそういう場合の逆流については防ごうということで、不利益になるものについての適用はしないというふうには我々はそのルールを理解しているんですが、そのルールの仕方について完全に違いがあるわけですが、根拠があったら教えてください。

副議長（戸部 弘君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

私、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、確かに我々の不利益な部分については、税法上においても遡及の適用は避けられているということは理解しておりますけれども、基本的な考え方の中で申し上げたように、我々がプラスになるときは黙っていただく、マイナスになるときは返しませんよでは、これはルール上好ましくないということで、当然そういう場合につきましても、じゃあ不利益になると、遡及をするという部分につきましても、我々が考えるんじゃなくて、上位の法をつくられたところで考えていただきたい、そういうように思います。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

ただいまも質問をしておりましたが、納得できないと思います。4度目の答弁はないと思いますが、いわゆる不利益が発生をしたということで、言ってみれば法の精神に反した予算執行がされたというふうに理解をします。

それから、この本巣町予算の中で、過去に国民健康保険の繰り出しの問題については再々論議をしてきたところであります。そうすることによって値下げができるんじゃないかということ、過去の本巣町において論議をしてきましたが、実行されなかったということで、この予算の成立に当たって、またその間の経過の中で反対の立場をとってきました。したがって、今回のこの議案については反対の意思表示をいたします。

それ以後の案件につきましても、今質問いたしました不利益の問題の発生する部分については是正をされておらない、こんなふうに理解をしておりますので、同様の観点から反対をいたしますので、反対の討論内容として述べさせていただきます。以上です。

副議長（戸部 弘君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、後藤さん。

23番（後藤寿太郎君）

旧本巣町時代に議会に提案されましたときも、遡及問題、いろいろ論議をしましたが、先ほど総

務部長が言われましたように、いただくときはずっと今までいただいていたと。それによってマイナスの面をやめるというふうなことはやっぱりおかしいんじゃないかということと、世間の、今情勢を見ておきまして、給料が下がったり、ボーナスが支給されないという中で、これもいたし方ないんじゃないかというふうな考えを持ちまして、本巢町議会においては賛成というふうで通ってきました。

以上のようなことで賛成をいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

認定第4号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第4号 平成15年度本巢町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第9 認定第5号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第9、認定第5号 平成15年度本巢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

認定第5号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第5号 平成15年度本巢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第10 認定第6号(質疑・討論・採決)

副議長(戸部 弘君)

日程第10、認定第6号 平成15年度本巢町老人保健特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

認定第6号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第6号 平成15年度本巢町老人保健特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第11 認定第7号(質疑・討論・採決)

副議長(戸部 弘君)

日程第11、認定第7号 平成15年度本巢町簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

認定第7号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、認定第7号 平成15年度本巢町簡易水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第12 認定第8号(質疑・討論・採決)

副議長(戸部 弘君)

日程第12、認定第8号 平成15年度本巢町公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号を採決します。

認定第8号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第8号 平成15年度本巢町公共下水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第13 認定第9号(質疑・討論・採決)

副議長(戸部 弘君)

日程第13、認定第9号 平成15年度本巢町農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第9号を採決します。

認定第9号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第9号 平成15年度本巢町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第14 認定第10号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第14、認定第10号 平成15年度真正町一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど、本巢町の一般会計の職員給与の関係で総務部長から御答弁がありましたように、旧真正町では執行部の決断等によりまして不利益処分の遡及は行いませんでした。ところが、その後については同じように職員給与の削減を行ったというふうに聞いておりますが、そのとおりかどうかということについてお尋ねをいたします。

第2点について、私は補正予算のときに、合併協議会の決定について、態度として棄権をいたしました。今度の15年度の決算には合併関係の費用が含まれているというふうに思いますが、それで間違いないかどうか。2点についてお尋ねをいたします。

副議長（戸部 弘君）

暫時休憩といたします。

午前9時39分 休憩

午前9時44分 再開

副議長（戸部 弘君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

総務部長の答弁から行きます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、2点の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず第1点目の職員給与の関係でございますけれども、真正町の場合は遡及をしなかったということで、1月から新たな減額給料表によりまして支給をしているということでございます。

それから2点目の、合併準備経費の形でそれぞれ15年度の予算的に盛られるかということでございますけれども、この部分につきましては、各決算書を見ていただきますと準備経費ということで

上げておりました、すべて、庁舎の改修等、この15年度の予算の中で見込んで、実績報告にもその額を計上したということでございますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど質問でも申し上げましたけれども、職員給与の件につきましては、旧真正町の予算審議のときにも言いましたが、職員の給与は国民の給与を決める大変重要な目安となっております。職員給与が安いから、国家公務員の給与が安いからということで、民間の給与も下げられるというようなことが間々あります。大変景気が悪い中で国民の所得を下げるということは、景気の浮揚にも悪影響があるということで、私は予算のときに職員給与の引き下げに反対をいたしました。また、合併に関しては、予算の関係で棄権をいたしましたので、予算に反対・棄権をして決算に賛成することとはできませんので、この認定には反対をいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに反対者の討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

先ほど、本巣町の一般会計のときに後藤議員が言われましたように、当時、給与の点につきましては、民間の給与と比較して上位法が決められているということで、そのときに真正町の議会でも、12月からさかのぼらなかつたという経緯はあります。それについて賛成したということでございます。それと、今回の一般会計の予算については、1月31日の打ち切り予算として会計監査委員に問題なしと確認されておりますので、これについては賛成します。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第10号を採決します。

認定第10号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第10号 平成15年度真正町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第15 認定第11号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第15、認定第11号 平成15年度真正町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

国民健康保険事業につきましては、国からの助成金あるいは町の持ち出し金、さらに被保険者の保険料で成り立っておりますが、大変厳しい経済状況の中で、保険税の徴収も大変です。やはり国民の健康は国全体で守るという立場からは、国の補助金をもとどおりに戻してもらわないとなかなか大変だというふうに考えますが、その点についての当局の見解がありましたらお尋ねをいたします。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長、答弁願います。

市民環境部長（土川 隆君）

税の徴収にいたしましては、この事業報告書の中にありましたように、収納率が1月31日現在で74.0%ということになっております。15年度の徴収につきましては、もう既に確定をしております、90数%ということで、徴収に全力で取り組んでおるわけでございます。なお、国庫負担につきましては、制度上、現在のところ定められた率で交付がされているということでありますので、今のところはいたし方がないということで理解しております。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、48番。

48番（三島智恵子君）

まず職員給与につきましては、先ほど一般会計で申し上げたとおりの理由で反対でございます。さらに、国保事業を住民の負担を少なくして運営していくためには、やはり国の責任をもうちょっと重くしてほしいという願いも込めて、決算の認定には反対いたします。

なお、そのほかの会計について、職員給与が含まれている分については同理由で反対でございますので、一々討論は申し上げませんので、よろしく願いをいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに反対者の討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

それでは次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

先ほど部長から、補助金については現制度で定められているということをお聞きしました。これについても監査委員が問題なしと確認しておりますので、賛成とします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第11号を採決します。

認定第11号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第11号 平成15年度真正町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第16 認定第12号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第16、認定第12号 平成15年度真正町老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第12号を採決します。

認定第12号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第12号 平成15年度真正町老人保健医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第17 認定第13号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第17、認定第13号 平成15年度真正町農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第13号を採決します。

認定第13号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第13号 平成15年度真正町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

ここで暫時休憩としたいと思います。

ちょっと時間をとりまして、10時25分から再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午前9時55分 休憩

午前10時25分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第18 認定第14号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第18、認定第14号 平成15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

3点伺います。

第1番目は総務部長に伺いますが、公有地の取り扱いについて、基本的に公有地については処分をなさらないというふうに思います。それでいいとは思いますが、ただ決算で言いますと、糸貫で言いますと例えば普通財産で10万6,000余りの平米で、旧4町村で言いますと23万4,647平方メートルの普通財産があります。旧糸貫部分で見えておきますと、全く用をなさない小さな面積の土地、あるいは変形した土地というのたまにあります。そうしたものについては、行政としては全く使いようがないけれども、その近辺の人にとっては使い道があるという場合もあります。そういうような場合には、土地の処分も、要望があれば考えてもいいんじゃないかというような気がいたしますが、どのようにお考えでしょうか。

二つ目は産業建設部長に伺います。

旧糸貫町における商工会への補助金の使途について、一部に不適切なものがありました。このことについては一部の新聞でも報道されましたので、御存じの方も多いかと思えます。これについては、ことしの1月27日だったと思いますが、その不適切だった部分、9万2,000円については返還を町にされたという報告を受けております。それは恐らく、この決算でいえば雑入に入ってきているんだろうというふうに思いますが、糸貫町における商工会への補助金については補助金交付要綱というのが定められ、事業ごとに3分の2、あるいは3分の1という形で補助金が支給されてきております。ということから考えてみて、この返還されたお金にもその補助金がひょっとして入っていないんだろうかというような疑問の声が幾つか耳に入ってきておりますので、その確認だけをさせていただきたいと、この点については思います。

それとあわせて、こうした不適切な使用がなされないような措置がこれからとられていかなければならないだろうと思えます。といいますのは、特に本業市になってからの補助金交付要綱の中で、合併の調整の中では調整して継続というふうに補助金はなっています。市の補助金交付要綱というのは、基本的には糸貫方式でつくられているように見受けられますが、今年度の予算も恐らくその要綱に基づいてつくられたんだろうと思えますが、その辺の確認と、そうであれば、なおさら不適切な使用がなされないようなチェック体制を築いていく必要があるのではないかというふうに思えます。その点についての見解をお伺いしたいと思えます。

3番目は教育委員会、事務局長で結構ですが、幼稚園の問題についてお伺いいたします。

今回の事業報告書を見ておりますと、幼稚園の中の幼稚園部分について、預かり保育が14年度に比べてふえてきております。そのことについて、ある意味で私は安心をしているわけですが、というのは、系貫幼稚園の、特に幼稚園部分については、基本的には保育園的要素を持った幼稚園という形で発足しています。すなわち、純粋な幼稚園であれば2時までが保育時間というふうになっておりますが、保育所の場合あるいは保育園の場合もっと長時間が原則になっています。そういった要素も含めた幼稚園として発足したわけでありまして、そのことが実態としてだんだん浸透してきたのかなという気はいたしております。その点では喜んでいるわけでありましてけれども、ただ本巢市になっての条例・規則等では、今申し上げましたような背景については当然明記はされていないわけですね。今後、そうした経過を知らない人が担当になったときには、条例・規則に基づいてだけ物事を進められると矛盾が出てくる危険性があるんで、私はぜひとも何らかの形で、この発足からの経過あるいは基本的な考え方等については明らかにしていく必要があるのではないかと思います。どの方法でというふうには申しませんが、そのことについてもやっていく必要があるのではないかと考えておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

以上3点です。

副議長（戸部 弘君）

それでは、総務部長から答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

1点目の公有地の取り扱いということで、普通財産の取り扱いだということを理解しておりますけれども、こうした普通財産の中に非常に狭い小さな土地というものがかかなりあるわけがございます。こういう土地につきましては、今回、国の方から法定外公共物、赤線、青線、そういうものも市の管理ということになってきておるわけでございますけれども、そうした中で、行政の持っております普通財産についても、本当に狭隘な小さな土地、市としても活用できないような土地については、権利者と協議の中で、狭隘な部分については払い下げということも今後考えていきたいと思っておりますし、また普通財産の有効活用ということで、ある程度の面積がありまして、例えばそこで企業さん等が駐車場ということで、市として活用が今のところ何もないという部分については借地を考えるというような、有効利用を図っていきたいと考えております。以上です。

副議長（戸部 弘君）

続いて、産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

2点目の御質問の商工会の補助金についてでございますけれども、9万2,000円の返還は、決算書から、また事務局等から聞きまして調べましたが、予備費から返還をさせていただきます。

それからもう1点、16年度の商工会振興補助金につきましては、本巢市の補助金等交付要綱に基づきまして交付してございます。このことについては、本巢市になりましたので、各事務局長に集まってお聞きいただきまして交付要綱を説明し、調整をし、交付をしてございます。この確認について

は、また実績報告で確認させていただきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひします。

副議長（戸部 弘君）

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

幼稚園制度の特異な部分についての御質問にお答えいたします。

この幼稚園制度におきましては、議員申されましたとおり、この制度、体制が実施されました当初の趣旨が今後も保たれますよう、事業報告等に記載するなど、今後も努力していきたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

全協のときでも述べました、本会計決算が16年1月31日からというのは口頭説明を受け、合併が16年2月1日であることは、当然のこととしてだれもが承知していることではありますが、この決算書が将来長く保存されるものであり、広く市民に公開されるものであることからすると、将来のため、あるいは広く市民に公開する際に理解しやすくするために、16年1月31日の会計であることを表示すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願ひます。

総務部長（溝口義弘君）

この件につきましては、前回は全協の席でお答えをさせていただきました。

企業の決算につきましては、決算期をそれぞれ表記するということがされておりますけれども、我々のこの決算書について、期間の表記というものは求められておりませんので、御理解いただきたいと思います。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

15年度の糸貫町の一般会計予算について、特にその中で私が当初からいろいろ指摘をし、問題視していましたが、一つは席田北部地域公園の進め方について、これは以前も申し上げましたので、それ以上申し上げませんが、二つ目には、この15年度予算を審議する当初の議会において、住民投票条例がその段階では既にできていました。けれども、それを実施するための予算については全く組まれていないという事態がありました。そのことを強く指摘する中で、渋々専決予算で260万ほど4月になって組まれる。ただ、結果的にはその後、住民投票条例の廃止条例が可決されるという結果に終わりましたけれども、いずれにしても、そうした本来条例にあって15年度に実施すべきとなっている予算すら含まないというような状況がございました。そうした問題を考えてみたときに、私はこの15年度の決算についても到底賛成することはできないというふうに思います。

もう一つつけ加えますと、先ほど本業町の決算のときから、人件費の不利益処分の遡及適用の話が出ております。このことについて一言申し上げておきたいと申しますのは、初めて不利益処分の遡及適用をしたときには、国も、県も、町も、不利益処分の遡及適用だということはほとんど認めていませんでした。これは、例えば12月の期末手当をたまたま一時的にカットするだけだと。だから、それはさかのぼってもらうわけではないんだというふうに言ってきました。今でも形としてはそういうふうになっているわけですね。けれども、先ほどから聞いておりますと、不利益処分の遡及適用をやっているんだということを半ば公然と認められているというような状態になってきています。でも、感情的にどうかは別にして、不利益処分の遡及適用はできないというのが日本の法体系の原則です。利益処分の遡及適用はしていけないとはどこにも書いていない、不利益処分についてはだめだというふうに明記してあるわけです。だから、最初から国だって、県だって、町だって、いろいろ言いわけをつくって、不利益処分の遡及適用という言葉は、私は言ったけれども、執行部の答弁からは出てこなかったです。それが今は普通に言われるようになったというのは、私は本当に不思議な気がいたしております。だから、あくまでもそれは絶対認められないと思うんだということを認識してほしいし、そういう中でそれぞれがどう対応するかというのは、またいろんな国の圧力とか県の圧力とか、聞けば真正町では遡及適用しなかったばかりに補助金がもらえんとか、いろんな圧力があつたという話を聞きますけれども、そういう中で、じゃあどうするかというのはまた論議をすればいいと思いますけれども、やはりだめなものはだめということで、きちんとしていく必要があるだろうということを思いました。そのことをつけ加えて反対討論とします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに反対の討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

はい、35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

今議題となっております15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算については、反対討論の中にも、質

疑の中にも、いろいろな意見がございましたが、そうした議論を十分に重ねながら、当糸貫町議会は予算を可決し、本決算に至るまでの経過をたどっております。ただいま遡及の問題が議論になっておりますが、いろいろな見解がその中にはあります。取り扱いも、いろいろな事例があったのも事実であります。しかしながら、その場においてこれが一番妥当であるという形で、糸貫町議会も可決してまいりました。そうした経緯を踏まえ、この予算を適正に執行され、監査委員の報告にもありますが、適正な運用がされたという形の添付もされております。よって、15年度の決算については、認定すべきものという意味で賛成をいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第14号を採決します。

認定第14号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第14号 平成15年度糸貫町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第19 認定第15号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第19、認定第15号 平成15年度糸貫町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第15号を採決します。

認定第15号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第15号 平成15年度糸貫町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第20 認定第16号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第20、認定第16号 平成15年度系貫町老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第16号を採決します。

認定第16号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第16号 平成15年度系貫町老人保健医療特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第21 認定第17号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第21、認定第17号 平成15年度系貫町農業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第17号を採決します。

認定第17号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成です。したがって、認定第17号 平成15年度系貫町農業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第22 認定第18号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第22、認定第18号 平成15年度根尾村一般会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

根尾村のことについてお伺いするわけではありませんけれども、4町村の最後ですので、まとめたものを少しお伺いしたいと思います。

打ち切り予算ということもあって、決算の調定額というのは予算現額と比べると相当低くなっている。特にその中で、幾つか気がついたものをピックアップしました。たくさん拾ったわけではありませんので一部分の話で申し上げますが、例えば幼稚園の使用料で、予算現額が3,398万1,000円、調定額と市の2月、3月の予算を合わせると3,279万2,900円ということで、96.5%になります。これは4町村合わせてであります。国の児童福祉費の負担金も同じように言いますと96.9%。国の社会福祉費の負担金は89.2%というふうになりますが、私の計算が間違いなければ、

特に差が大きいのは社会福祉費の負担金、当然これに連動して県も同じような状態なわけでありませけれども、どういうところでこういう結果が生じているのか、わかりましたら教えてほしいと思います。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長、答弁願います。

46番（鵜飼静雄君）

今困難であれば別に結構です。わかれば結構です。

副議長（戸部 弘君）

ただいまの問題、後ほど答弁願いますので、よろしく願います。

46番（鵜飼静雄君）

後ほどは資料をいただくということでも結構です。

副議長（戸部 弘君）

そのほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第18号を採決します。

認定第18号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第18号 平成15年度根尾村一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第23 認定第19号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第23、認定第19号 平成15年度根尾村国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第19号を採決します。

認定第19号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第19号 平成15年度根尾村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第24 認定第20号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第24、認定第20号 平成15年度根尾村老人保健特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第20号を採決します。

認定第20号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第20号 平成15年度根尾村老人保健特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第25 認定第21号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第25、認定第21号 平成15年度根尾村簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第21号を採決します。

認定第21号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第21号 平成15年度根尾村簡易水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第26 認定第22号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第26、認定第22号 平成15年度根尾村村営バス特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第22号を採決します。

認定第22号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第22号 平成15年度根尾村村営バス特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第27 認定第23号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第27、認定第23号 平成15年度根尾村下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第23号を採決します。

認定第23号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第23号 平成15年度根尾村下水道特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第28 認定第24号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第28、認定第24号 平成15年度根尾村農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第24号を採決します。

認定第24号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第24号 平成15年度根尾村農業集落排水特別会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第29 認定第25号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第29、認定第25号 平成15年度根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第25号を採決します。

認定第25号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第25号 平成15年度根尾川左岸水防事務組合歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第30 認定第26号（質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第30、認定第26号 平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第26号を採決します。

認定第26号を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、認定第26号 平成15年度本巢町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会歳入歳出決算については認定することに決定しました。

日程第31 認定第27号（質疑・委員会付託）

副議長（戸部 弘君）

日程第31、認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

例年、各会計の決算報告は9月議会に上程されます。水道会計は例年どおり、今9月に本会議に提出されております。それぞれの会計について12月に提出されるということですが、おくれた理由は何であるか、まず1番目にお聞きします。

2番目に、営業収益、営業外収益が上げられております。2ページですね。それに対して4ページ、損益計算書に上げられた営業収益、営業外収益があります。営業収益については、備考欄に仮

消費税が書かれておりますので、これで損益計算書の数字はわかりますが、営業外収益については特に説明がありません。損益計算書と合わない理由を教えてくださいと思います。

3点目に、同じことですが、2ページの営業外費用が損益計算書とやはり合いません。その理由も教えてくださいと思います。

4点目に、営業外収益の、当初立てられた予算はたった2ヵ月であります。にもかかわらず、予算が1億2,900万円に対して決算額は1億600万円であります。20%強の差異が生じておりますが、この差異の理由を教えてくださいと思います。

もう一つ、3月の予算によりますと3ページですね、収入の部、上の欄の負担金、当初予算401万3,000円に対して、一般会計から194万4,000円の予算計上がされております。その後、補正も何も聞いておりませんが、一般会計から194万4,000円入ってくるようになっておるにもかかわらず、決算額は117万3,000円と低くなっております。この補正があったかどうかよくわかりませんが、これからしますと、一般会計を見ないことにはこの決算を認定しがたいと思うんですが、いかがでしょうか。

以上5点だったですか、お願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

それじゃあ収入役の方から答弁願います。

収入役（守屋太郎君）

今、竹中議員さんの1点目の、決算がおくれた理由ということでございますけれども、通常のそれぞれの決算ですと、6月に決算をしていただいていたということでございます。合併をしまして、監査をそれぞれも受けてもらって、事務的な手続も3ヵ月おくれたことにつきましては認めておりますが、9月に、この新市の水道の方については決算をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

あと、それぞれの営業外収益とか個々のものにつきましては、担当部長の方からお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、今の御質問について順番がちょっと変わってもよろしいですか。

まず初めに2ページの、営業収益の予算が1億2,928万8,000円に対しまして決算額が1億676万5,518円で、予算に比べまして2,252万2,482円の減額となっております。これにつきましては、当初の予算につきましては、15年度の真正・糸貫地区の予算の入ってくる見込みということで、この2・3月分を計上をさせていただきました。そういう絡みで、実際に入ってくるのが少なくなったということで、給水収益、それから受託工事収益が少なくなっているということで減になってございます。

次の営業外収益の中身でございますが、一応これにつきましては、補助金の3,800万円と消費税

の還付金 1,116万 9,237円ということでございます。消費税の還付につきましては、損益計算書の中での営業外収益としては、まだこの2・3月の間には入ってこなかったということで、金額につきましては6ページの方の未収金の中で計上をさせていただいております。

それから支出の営業外費用、資本的収入及び収入の負担金の一般会計負担金、当初予算では194万 4,000円ということで見込ませていただいております。これに対し、実質に入ってきましたのが71万 9,000円でございます。これにつきましては、消火栓の設置の負担金ということで、一般会計からいただいております。その分が、当初予定していたより消火栓の申し込みがなかったということで、決算として2ヵ所分を上げさせていただきました。

4ページの損益計算書の営業外収益について、2ページの収入と合っていないではないかという質問ですが、これにつきましては、損益計算書の方の営業外収益の雑収益の中に、先ほど申し上げましたように消費税の還付金がまだこの時点では入っていなかったということで、雑収益の方はその分が計上していないということで、その差が出ております。

2ページの営業外費用につきましては、2,431万 670円ということで、これは支払利息と雑支出で52万 1,000円見てございます。これにつきましては、4ページの支払利息としては、2,378万 8,000円ということで、この金額がこの中に入っております。

以上、質問はこれくらいでよかったですかね。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

はい、29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

4ページの営業外費用は2,612万円です。ところが、2ページの営業外費用はそれより少なく、2,431万円ということになっております。その理由を教えてくださいという、まだ説明を受けていないように思います。

上下水道部長（林 賢一君）

4ページのその他の雑支出 233万 1,891円でございますが、これにつきましては、先ほど支払利息といたしまして2,378万 8,951円の中で、2ページの支出の方では、これとその他の支出ということで、一部、52万 1,719円計上させていただいておりますが、これに対して、4ページの雑支出の2,612万 842円につきましては、このうち233万 1,891円が……。

副議長（戸部 弘君）

これは、きょう採決はありませんので、また後ほどということで。

上下水道部長（林 賢一君）

後ほど答弁させていただきます。

副議長（戸部 弘君）

竹中議員、ちょっと答弁に苦しんでみえるようですが、後ほどということで、これはきょう採決はしませんので、後からの説明でどうでしょうか。

〔挙手する者あり〕

はい。

29番（竹中光夫君）

結構です。

それと、特に私が疑問に思っていることをもう1回質問しておきます。

負担金に71万9,000円が入ったということで、194万4,000円が71万9,000円に変わったということですが、私はこれを、一般会計の決算書を見せてもらわないことには納得ができないような気がするんですが、いかがでしょうか。補正予算が上がっていませんから。

副議長（戸部 弘君）

収入役の方から。

収入役（守屋太郎君）

2月、3月の一般会計の決算まで、この議会が終わりまして、各部から資料をもらいまして、10月に決算審査をしていただいて、それから12月の議会にお願いするということになっておりますので、まだ一般会計の方は決算審査が終わっておりませんので、ひとつ承知おき願いたいと思います。お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

はい、29番。

29番（竹中光夫君）

それはいいんですけども、こちらの方を認定してくださいと言われても、一般会計から71万9,000円であることを確認しないことには、私は認定しがたいんじゃないかなということなんですけどね。

副議長（戸部 弘君）

はい、収入役。

収入役（守屋太郎君）

おっしゃるとおりでございます、数字的には私の方から部の方へ送りますし、その数字、明らかにさせていただきたいと思います。お願いします。

副議長（戸部 弘君）

よろしいですか。

ほかの質疑ございましたら、どうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第27号については、産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第27号 平成15年度本巢市水道事業会計決算については産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい。

健康福祉部長（中村 節君）

先ほどの鵜飼議員の方からの、根尾村の一般会計の社会福祉費の予算でございますが、大変おくれました。三つの町の確認と根尾村の社会福祉費の確認をいたしました。

その結果、社会福祉費の負担金につきましては、平成15年4月から支援費制度がスタートしてございます。その障害者に対する支援費の負担金が、3町1村、現在入っていないということでございますので、御理解願いたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

議長に提出された意見書及び要望書4件については、次のとおり常任委員会に議長から審査を付託します。地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書については総務常任委員会に、食品安全行政の充実を求める意見書について、温暖化対策税の創設に関する要望について、産業廃棄物処理に関する要望については環境福祉常任委員会です。ただいま各常任委員会に付託しました議案の付託表を手元に配付いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、48番。

48番（三島智恵子君）

今、いろいろな要望書の審議先、あるいは付託先の発表があったんですが、一番最後のナンバー4の郵政事業民営化反対の意見書についてはなぜどこにも所属をされなかったのか、その点についての理由をお尋ねいたします。

副議長（戸部 弘君）

これは運営委員会において検討したので、運営委員長、答弁してください。稲葉委員長どうですか。この前、議運で諮ったんですが、その結果を。

44番（稲葉信春君）

当日、郵政のお話も出ました。現在、国におきましてももめているというようなことから、情勢が右へ行ったり左へ行ったりする中で、この本巢市の議運といたしましては、もうしばらく様子を見ようじゃないかということで、この問題を検討するには時期尚早であるという結論に達しまして、今回、この場にお示ししてございません。以上です。

副議長（戸部 弘君）

48番 三島君、よろしいですか、今のような答弁でございましたが。

48番（三島智恵子君）

時期尚早と言われれば仕方ない。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今の説明で、時期尚早だからやらないんだというふうに言われますけれども、この前議運をやっ
て以降、国の方はこの問題について相当動いてきていますね。今の時点で考えてもなおかつ時期尚
早というようにはとても思えないような段階に今至っているんで、そのことも踏まえて、それぞれ
のところではやっぱり論議すべきじゃないですか。ほかのものについてはやるんだけど、これは時期
尚早だという、全部か一部かは知りませんが、そういう意見だけでなしにするというのはやは
り不適切だろうと思います。だから、結果的にどうなるかは別にして総務なら総務できちんと
論議をして、今の国の状況なんかを眺めて、それでもなおかつ時期尚早だという意見が圧倒的に多
ければいいですけども、少なくともそこまでは話を持っていくべきだと思いますが、どうでしょ
う。

副議長（戸部 弘君）

わかりました。じゃあ、もう一度議会運営委員会で検討したいと思います。日程が組めればきよ
うにでも議運を開きたいと、こんなふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことでよろしいですか。

46番（鵜飼静雄君）

はい。

副議長（戸部 弘君）

それでは、念のために、常任委員会の開催の場所、日程等についてももう一度申し上げます。

総務常任委員会は9月21日、本庁舎の3階第1委員会室、環境福祉常任委員会は9月22日、真正
分庁舎3階第1委員会室、産業建設常任委員会は9月24日、糸貫分庁舎2階特別会議室、文教常任
委員会は9月27日、真正分庁舎3階第1会議室といたします。

散会の宣告

副議長（戸部 弘君）

これで本日の日程は全部終了しました。

9月15日午前9時から本会議を再開します。一般質問を行いますので御参集ください。

本日はこれで散会といたします。大変お疲れさまでございました。

午前11時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

